

いたみ災害サポート登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時の対応については、地域にある事業所の保有する能力が重要な役割を担うことから、いたみ災害サポート登録制度を設け、登録した事業所（以下「登録事業所」という。）の速やかな協力活動により、被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、伊丹市内に事務所又は活動拠点があり、災害等の発生時に、人的支援又は物的支援を行うことができる団体等とする。ただし、近隣市に所在する団体等で市長が認めるものにあつては、この限りでない。

(登録方法)

- 第3条 登録を行う事業所は、いたみ災害サポート登録制度申請書（様式第1号）により申請するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、当該申請をした事業所に登録証（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定による登録を受けた登録事業所は、登録を受けた事項について変更し、又は登録を辞退しようとする場合には、速やかにいたみ災害サポート登録制度（変更・辞退）届出書（様式第3号）を提出するものとする。

(登録期間)

第4条 登録事業所として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、登録証の交付の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業所から登録の抹消の申し出がない場合は、さらに1年間登録期間を延長するものとし、以後においても同様とする。

(協力の実施及び報告)

- 第5条 登録事業所に対し協力を要請する災害等は、伊丹市が災害対策本部又は警戒本部（以下「本部」という。）の設置を要する災害等とする。ただし、本部の設置を要しない災害においても、伊丹市において緊急に協力を求める必要があると認めた場合は、協力を要請することがある。
- 2 協力は、伊丹市からの要請に基づき実施することとする。なお、災害活動の協力を実施した登録事業所は、協力活動実施後、速やかに、いたみ災害サポート登録協力報告書（様式第4号）にて市長に報告しなければならない。
- 3 協力実施事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 人的協力
 - (2) 物的協力
 - (3) 避難所等の提供
 - (4) 負傷者等の搬送
 - (5) 資機材の提供
 - (6) その他防災上必要な協力

(協力期間)

第6条 登録事業所が災害活動に協力する期間は、災害発生時に行う一時的な災害活動で事業所本来の業務等に著しく支障とならない期間とする。

(活動区域)

第7条 登録事業所が災害活動に協力する活動区域は、当該事業所が存する小学校区とする。ただし、市の要請等により、他の地域において災害活動の協力をする必要がある場合は、当該区域をこえて災害活動を行うことができるものとする。

(費用の負担)

第8条 登録事業所の協力活動に要する費用は、当該事業所の負担とする。ただし、応急復旧等のため、新たに要する材料費等の費用は、別に定めることとする。

(損失補償)

第9条 登録事業所の協力活動による当該登録事業所の従業員等の負傷、疾病若しくは死亡又は当該登録事業所の機材・物品等の消耗、破損等のうち、伊丹市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年条例第7号）の規定又は消防法（昭和23年法律第186号）第29条若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第28条の規定の適用を受けるものについては、これらの規定により市がその損失を補償するものとする。

(第三者の損害)

第10条 登録事業所の協力活動により第三者に損害を与えた場合は、当該登録事業所がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市の負担とする。

(登録の拒否)

第11条 次の各号のいずれかに該当する事業所からの登録は、拒否するものとする。

- (1) 事業所が伊丹市の市税を滞納している場合
- (2) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員を有する場合
- (3) その他、登録の申請を受理することが適当でないと市長が判断した場合

(登録の抹消)

第12条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 事業者が死亡し、若しくは事業所を廃止又は解散した場合
- (2) 事業所を第三者に譲渡し、または売却し引き続き災害活動協力の意思が確認できない場合
- (3) 事業所が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (4) 事業者が犯罪行為を行ったと認められる場合
- (5) 事業所が伊丹市の市税を滞納している場合
- (6) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員を有する場合
- (7) 事業者がいたみ災害サポート登録制度（変更・辞退）届出書の提出により、登録の辞退を届け出た場合

(8) その他事業所を登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

(登録事業所の公表等)

第13条 登録事業所については、伊丹市ホームページ等で登録内容を公表するものとする。ただし、公表を希望しない事業所については、この限りでない。

2 登録事業所は、自らが登録事業所である旨を印刷物等に表示することができる。

(市と登録事業所との連携)

第14条 市は、登録事業所との平常時からの連携を図るため、災害情報連絡員を定め、情報伝達訓練を定期的に実施するものとする。

2 市は登録事業所に対し、地域住民の防災訓練、防災講習等の情報を提供するものとする。

(登録事業所の登録証明)

第15条 市長は、登録事業所による登録証明の申請があった場合において、登録証明証(様式第5号)を交付するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。